

第54号議案

中間市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月26日提出

中間市長 福田 浩

中間市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例

中間市立小学校及び中学校設置条例（昭和48年中間市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「学校教育法」を「本市に、学校教育法」に、「第29条及び第40条」を「第38条」に、「、中間市立の小学校及び」を「小学校を、同法第49条において準用する同法第38条の規定に基づき」に改める。

第2条中「学校」を「小学校の名称及び位置並びに中学校」に、「別表」を「、別表」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

中間市立小学校及び中学校設置条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>本市に、学校教育法（昭和22年法律第26号）第38条の規定に基づき小学校を、同法第49条において準用する同法第38条の規定に基づき中学校を設置する。</u></p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 <u>小学校の名称及び位置並びに中学校の名称及び位置は、別表のとおりとする。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）第29条及び第40条の規定に基づき、中間市立の小学校及び中学校を設置する。</u></p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 <u>学校の名称及び位置は別表のとおりとする。</u></p>